

令和7年第12回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年12月25日(木) 午後1時30分～午後2時25分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 会議室503
- 3 出席委員等
教育長 玉川 良雄
委員 林 哲人
委員 木佐谷 真理子
委員 笠谷 由美子
委員 清光 隼人
- 4 会議に出席した事務局職員
教育部長 原田 幸雄
教育次長 引頭 康行
学校教育課長 田谷 義和
学校給食課長 池田 年規
生涯学習振興課長 戸高 孝文
図書館長 網本 浩明
下松中央公民館長 桑島 洋明
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 村上 大
- 6 会議録の署名委員 林 哲人 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
(1) 議案第12号 下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱について
(2) 報告第23号 専決処分について
(3) 報告第24号 下松市外国語指導助手任用要綱の一部を改正する要綱について
(4) 報告第25号 下松市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則について
- 9 会議の付議の顛末

○教育長 それでは、第12回の下松市教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、林委員さんと木佐谷委員でお願いいたします。

それでは早速ですが、議事のほうに入りたいと思います。

(1) 議案第12号 下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱について

○教育長 議案第12号、下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

議題について説明のほうよろしくお願いたします。引頭教育次長。

○教育次長 議案第12号、下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱について

ご説明いたします。

この議案は、学校の体育館とかそういった体育施設を子供たち、スポ少だったり社会人のサークル活動とか、そういった方々に学校施設を貸していく事業がございます。その貸出しに対して料金を取っているんですけども、その料金の計算の仕方を見直すというものでございます。

具体的に言いますと、貸し出す際の使用料なんですけど、体育館の半面、2分の1利用とかそういった場合には、規定されている使用料の半額を頂くようになるんですけども、その計算方法を今までは10円未満を切捨てていましたが、今回切り上げる方法に変更いたします。

これまでの切捨ての方法では、例えば体育館でいいますと現在210円です。それが半面利用の場合105円、切捨ての場合100円となってしまいます。半面ずつ利用した場合には200円となって、全面利用が210円ですので、全面利用よりも半面のほうが安くなってしまうという逆転現象的なものが起こっていたということで、これを是正をするものでございます。

このたび、次の報告のほうでもありますが、5年に1回、市全体の施設の利用料を見直しますんで、それに合わせて令和8年の4月1日からこのような形での計算にいたします。併せて料金のほうも改定を行っております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明につきまして質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

じゃ、私のほうから、大丈夫ですか。学校施設の利用状況ですが、市内小中学校10校ありますが、どのくらい使われていますかね。どういう状況ですか。引頭次長。大まかでもいいですから。

○**教育次長** 全体の合計はないんですけども、回数で言いますと、例えば、下松小学校でしたら年間で全面利用、半面利用、グラウンドの利用、それぞれ合わせて800回ぐらいは利用がございます。学校によって、もちろん数が多かったり少なかったりあります。下松小学校が最も多いようになっています。

中学校は500回から600回程度の利用がございます。今、この程度の資料しかないので、すみません。

○**教育長** 利用団体は市内と市外と、これは問わず利用できるんですかね。引頭次長。

○**教育次長** 市内だろうが市外だろうが利用はできます。

○**教育長** ほかがございませんか。（「はい」と言う者あり。）ご質問がないということで、これは議案ですので採決したいと思います。異議のある方いらっしゃいますか。異議なしということでよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり。）

では、異議なしということで可決いたします。

（2）報告第23号 専決処分について

○**教育長** 続きまして、報告第23号、専決処分についてを議題といたします。

担当課に説明をお願いいたします。引頭教育次長。

○教育次長 報告第23号、専決処分についてご説明いたします。

ページは2ページになります。

市議会の12月議会に提出された教育費関係の補正予算及び教育委員会関係の条例について議案を提出されるに当たりまして、教育委員会の意見として異議なしということをご専決処分をいたしました。これを報告するものでございます。これらの補正予算、条例につきましては、17日の市議会で議決されております。

まず、補正予算ですが、4ページを御覧いただきたいと思っております。

4ページ、関係補正予算の表を記載してございます。図書館への寄附金、学校給食費の物価高騰分の予算について歳入歳出計上しております。

また、今年度中に翌年度以降の業務に対する入札を行うために、小学校給食センターのLPガスの供給、小学校給食センターの調理・配送業務、小中学校の電気工作物の保安管理について、翌年度以降の予算を上げるため債務負担行為を設定しております。

予算関係は以上ようになります。

続いて、施設使用料等の適正化のための見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

5ページになります。

この条例改正は、物価の推移、それから人件費等の推移を踏まえまして、施設利用者、いわゆる受益者負担の適正化を図ることを目的として、各施設の使用料の見直しを行いました。見直しを行ったことに伴い、条例の規定を整備するものでございます。

施設の使用料については、下松市の行財政改革推進計画に基づいて、5年を目安に定期的に見直しております。このたび、各施設の維持管理費等の状況を精査いたしまして、必要な費用が増加しているということから使用料の見直しが必要と判断し、5%から10%程度の各施設の使用料の改定を行っております。

教育委員会関係では、まず、5ページの第1条の公民館条例、それから8ページの一番下、第10条、文化会館条例、スターピアくだまつ、それから、10ページの第13条、市民交流拠点施設の使用料金、ほしらんの使用料金、それから11ページの学校施設、先ほど議案でありました学校施設についてが教育委員会の関係になります。

説明は以上になります。

○教育長 報告事項について説明がありましたが、補正予算関係と施設の使用料の見直しに関する条例の改正についてでございますが、ご質問ございましたら、挙手をお願いいたします。笠谷委員。

○委員 補正予算の関係ですが、図書館の寄附を毎年してくれておりますが、差し支えなければ今回どなたがされておりますか。

○教育長 網本図書館長。

○図書館長 今回2件ございまして、1件が企業から、もう1件が個人からであり、このお二方は毎年10万円ずつ寄附をされている方で、今年も頂いております。

以上です。

○委員 去年の予算書は名前まで書いてあったかと思うんですけど、はい、分かりました。

ありがとうございます。

○**教育長** 企業名とか個人名については公表できないということですかね。これに名前が、個人名が出るときが実際ありましたよね。今回名前がないのという趣旨での質問だと思うんですが。網本館長。

○**図書館長** 1件が市内のアサヒ工業株式会社。もう1件が元市の職員、松原徹氏。

○**教育長** ありがとうございます。そのほかございませんか。笠谷委員。

○**委員** 利用料の改定が5年に1度ということで、ご説明で5%から10%程度ということでお聞きしたんですけど、スターピアについては、大ホール、展示ホールは約1割上がっているのかなと思うんですけど、そこ辺の理由とといいますか、いろんなことに費用が必要なんだとは思いますが、ここだけ結構高いなという気がしたんですけど、値上げ率が。

○**教育長** スターピアの値上げ率について、根拠とか背景とか分かりましたら説明をお願いいたします。戸高生涯学習振興課長。

○**生涯学習振興課長** 笠谷委員がおっしゃったように、5%から10%の中で検討しました。近年の物価高騰から生じる法令水準の値上げと、ほかの公民館とは少し維持費が違います。大ホールの音響など、一度改修をすると億ほど経費かかりますので、その辺も踏まえながら、スターピア側とも協議をしまして、財政側も協議をしまして、一律10%とさせていただいております。

以上です。

○**教育長** よろしいですかね。そのほかございませんか。

では、私のほうから。この公民館関係ですけど、値上げされるということで使用状況ですね、使用者がこれによって減らないかなという心配をするんですが、僅かなので、そこまではなかなか考えにくいのかなとは思いますが、その辺りどのようにお考えでしょうかね。桑島中央公民館長。

○**下松中央公民館長** この値上げによって施設利用が減るんじゃないかという問合せですが、確かに下松中央公民館とほかの9館とちょっと分けてお話ししますと、ほかの中央公民館以外の館につきましては、大部分が無料団体、いわゆる減免される団体が大多数9割方ですので、恐らく影響はほぼないだろうというふうにもこちらも想定しております。

一方、中央公民館につきましては、こちらは半分弱ぐらいが有料団体でございますので、確かに値上げ自体は5%ということで、そこまで金額的には大したことはないとはこちら思っておるんですが、いかんせん、やはり一番中央公民館の道路側でございますサルビアホール、こちらが5%とはいうものの、もともとの金額がここは広い分、値上げの額としてはサルビアの影響がちょっと大きいかなというふうにも考えておりますので、利用が減るんじゃないかなろうかということは、今教育長がおっしゃられたような危惧は、こちらもある程度想定はしております。

ただ、それを、何か値上げ以上にもっとサービスを充実させて、例えば物品の貸出しをもっと利便性を上げるとか、例えば照明の効果を、この辺りを小まめにやるとかいうところでサービスはちょっとなるべく質を落とさない、むしろ上げるというふうな対応をして、できるだけ減少をカバーしていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○教育長 利用者へのサービスといいますか、待遇等も含めて、またいい声が聞けるようにご努力をお願いしたらというふうに思います。

そのほかございますか。よろしゅうございますかね。これにつきましては報告でございますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

(3) 報告第24号 下松市外国語指導助手任用要綱の一部を改正する要綱について

○教育長 続きまして、報告第24号に入ります。下松市外国語指導助手任用要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

説明を田谷学校教育課長、お願いいたします。

○学校教育課長 報告第24号、下松市外国語指導助手任用要綱の一部を改正する要綱についてご説明します。

ページは12ページでございます。

これは、刑法の改正に伴い用語の改正を行うものです。具体的には、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されたことに伴い、自由刑というのがあるんですが、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止となり、拘禁刑に一本化されたものでございます。

以上です。

○教育長 質問等ございませんか。清光委員。

○委員 これは表現が変わるだけで、中身は一緒とっていいですか。

○教育長 田谷課長。

○学校教育課長 先ほど自由刑のうちと申しましたが、自由刑には懲役と禁錮と拘留というのがございます。今回、懲役と禁錮というのが、法律上、拘禁刑という一くくりになったというふうな文言の改正がございました。

○委員 懲役も含まれての拘禁刑。

○教育長 田谷課長。

○学校教育課長 懲役は、いわゆる刑務所で作業を義務づけるもの、禁錮というのは、本来であれば作業を義務づけないもののようなんですけれども、近年、禁錮であっても作業を希望する者が多くて、内容的に同じになってきたということから、拘禁刑として一括して語句を整理したというふうでございます。

以上です。

○教育長 この要綱の中に、第6条にこういう禁錮に関する内容が出ているということが、私も何でこういうのがあるのかというふうに思ったんですが、どういう要綱なんですか。第6条の内容。どんな内容なんですか。田谷課長。

○学校教育課長 失礼します。要は外国語指導助手を任用する際に、禁錮である者は任用しないとか、そういったものについての内容であると、こちらは認識しております。すみません、手元に今ないんですけれども。

○教育長 採用規程の中の一つというところですかね。

○学校教育課長 はい。

○教育長 はい、分かりました。その他ございますか。よろしいですかね。報告第24号につきましては、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

(4) 報告第25号 下松市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 続いて、報告第25号に入ります。下松市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。池田学校給食課長。

○学校給食課長 下松市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則についてご報告します。

資料が13ページでございます。

この件に関わる市議会12月定例会に提出されました教育費関係の補正予算については、先ほど17日の市議会本会議で議決されたということであったと思います。

今回、学校給食費の改正については、この12月から、小学校においては、児童・教職員ともに1食当たり「275円」から「310円」に、中学校においては、生徒・教職員ともに1食当たり「330円」から「370円」に改正するものでございます。

ただし、小学校の児童から徴収する給食費は、1食当たり255円と変更ございません。中学校の生徒から徴収する給食費も、1食当たり305円のまま改正しておりません。

説明は以上でございます。

○教育長 ご質問ございませんかね。笠谷委員。

○委員 年度途中での改正になった理由というのが分かりますか。

○教育長 池田学校給食課長。

○学校給食課長 皆様も生活の中で物品の高騰が進んでいると思います。その中で、特にお米の値段が500円、1キロ単価が500円だったのが、いきなり700円になったと。そういった物品の高騰によりまして、今の給食費で作るのはなかなかもう難しいということで、今回、年度途中で改正させていただいたということでございます。

○教育長 そのほかございませんかね。

1食当たりの給食費が小学生が310円、中学生が370円。他市の状況が分かりましたら教えていただきたいと思います。池田学校給食課長。

○学校給食課長 他市も大体この辺りに落ち着いている状況ですが、高いところは中学生では380円、小学校では330円ぐらいのもあったと思いますが、実は、今現在も改正をしているところがありまして、なかなか状況が落ち着かないというような感じでございます。なかなか皆さんも、ほかの市もご苦労されている状況だというふうに思っております。以上です。

○教育長 今、お米というのがありましたけど、ほかに特に急に上がった食材というのがありますか。池田学校給食課長。

○学校給食課長 お米は、週5日ある給食のうちの毎週月、火、水、金に出しております。それと、もう一つ高くなっているのが牛乳でございます。これはもう毎日出ているので、

少し上がってもかなり響いてくるものでございます。

以上です。

○教育長 よろしいですかね。それでは、報告第25号につきましては、ご了承のほどよろしく願いいたします。

～ その他報告・連絡事項 ～

○教育長 ちょっと議題とは関係ないんですが、給食の関係で、まだ正式には決まっていな
いと思うんですが、小学校の給食の無償化について国の動きが報道されておりますが、こ
れについて新しい情報がありましたら、少し共有させていただきたいなと思います。池田
学校給食課長。

○学校給食課長 小学校の給食無償化については、今年の頭に3党で、維新、公明、自民党
でしたね、この3党で無償化にするという話があった後、実はこの11月まで話がなかっ
たのですが、最近になりまして3党の合意ができたということで、5,200円を上限に
無償化する。

ただ、細かい話が決まっておきませんので、この5,200円が、掛ける11か月なの
か、夏休みがありませんから11か月になるんですけど、掛ける12か月なのか、そうい
った細かいところがまだ分かっておりません。

今、計算しておるんですけど、5,200円が11か月なら少し足が出るので、市の負
担が要るのではないかと思っております。もし5,200円が12か月なら全て吸収でき
ますので、市の負担も要らないと。今のところそういったものに関してのQ&Aの作成の
ための質問を受け付けているという状況でございますので、分からないところは私どもも
質問をして回答を得たいというふうに思っております。

以上です。

○教育長 国の動向ですね、小学校の給食費無償化に向けての動きで、具体的な金額も1人
当たり5,200円というのが提示されていますので、市としても小学校の給食費無償化
については、来年度予算にのせられるように、これからヒアリング等、交渉を進めていく
というところでございます。

これ決まるのがいつ頃ですか。

○学校給食課長 分からないですね。

○教育長 まだ分からない。池田学校給食課長。

○学校給食課長 すみません。今Q&Aを募集しているところですから、1月はちょっと難し
いのではないかと。ただ、国のほうもどういった形でお金をくれるのかとか、そういう形
もちょっとまだ分かっておりませんので、また分かりましたらご報告したいというふうに
思っております。

○教育長 下松市としては4月からできればやりたいなという考えは強くあるということ
ですね。池田課長。

○学校給食課長 一応4月からきちんとやりたいと思っております。

○教育長 ということでございます。

以上でございます。

そのほか議題はここには載っていないですが、協議事項ございましたら挙手をお願いいたします。資料がありますので、これについては説明をしていただきましょうかね。田谷学校教育課長。

○学校教育課長 このたび学校における働き方改革についてということで、A3の左にあるものを御覧ください。

今回は、委員の皆様事前に御知れおきいただきたい情報をお伝えできればと思います。

学校における働き方改革について、今、様々な報道が国でなされています。左側についてご説明します。法的には、教職員の関係で人材確保法という、略称ではあるんですが法律がございます。要は、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならないというものでございます。

これも略称であるんですが、給特法というものがございます。教育職員には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額を基準として、条例で定めるところにより教職調整額を支給しなければならない。

いわゆる今の現在の教職員は、いわゆる時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給をしておりません。その代わり給与の中で、給料月額額の100分の4に相当する額をこれまでは支給をしておりました。ただ、このたびの改正により、令和8年度1月1日から1%ずつ上がって、最終的には10%まで引き上げるということで引き上げのほうになされます。

なぜかと申しますと、参考というところを御覧ください。教職調整額4%であった根拠です。これが昭和41年度の教員の勤務実態調査の結果が根拠となっております。当時は残業時間が月に8時間前後、現在ほぼそういう教員はおりません。この関係で4%というものが、実は法改正されず60年近くそのままであった。逆に教員の時間外勤務は増える一方であるという状況があったため、今回、教職調整額を10%まで引き上げるというふうに現在はなっております。

一番下の今後のところを御覧ください。要は今回の改正により赤字部分、下線を引いております。教育委員会として業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされています。要は、教職調整額をきちんと1%ずつ増やして先生方の支援はするけれども、教育委員会として現在の時間外勤務を減らす努力を計画的に行ってほしいというところから、実は令和8年4月1日からこの計画を実際に施行することになります。

よって、来年1月定例会であったり総合教育会議もございます。その中でも、まだ策定途中なんですけれども、計画についてご説明をして4月1日を迎えたいと考えております。

ちなみに右側のページ、カラー刷りのほうがもうこれホームページに、市のホームページに載せております、現段階での働き方改革の取組の状況です。

1のところを御覧ください。現在小学校と中学校、少しずつではあるんですが、時間外在校等時間という名前ではあるんですが、時間外勤務が減っております。要因としては、中学校については、部活動の地域移行等が進んでいることも要因の一つであるのではないかなと思っております。

今回は情報提供というところなんですけど、お知りおきしていただきたくお話をさせていただきました。

以上です。

○**教育長** さきに説明ございましたけども、今後のところに書いてある指針ですよ、改正給特法による新たな指針が示されることによって、教育委員会、学校を挙げて教員の業務量の管理をするために、どういうふうに進めていくのかという計画をきちんとつくって示さなければいけないということになります。

併せて、教員の健康確保のための実施計画を作成すると。いかなるものを今からつくっていくのかということで、非常に難しい業務にはなっていくんですが、期限が来年の3月いっぱいには、4月1日が施行になるので、来年もう早々には案を具体化していかなければいけないということで、できましたら1月、2月の教育委員会会議のほうでお示しをし、4月1日に施行できるようにしていきたいというふうに思っております。

県内どこも白紙状態で暗中模索の中、試行錯誤してつくっていくようになりますので、担当課、担当課長等も大変だと思いますけど、他県もやっているところもありますので、情報をしっかり入手して、本市の学校の実態に合ったものにしてもらいたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これについては、総合教育会議の中で市長のほうに報告する必要があるので、今日、事前に説明をさせていただいたということでございます。

右側の働き方改革による45時間を超える教員の割合が減ってはきているものの、まだまだ非常に多い割合になっていますので、大きな課題です。この辺りについて、また教育委員の皆様方からもご意見等を今後いただきたいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これについて、ご質問等ございませんか。

よろしいですかね。今日のところは一応こういうもので進めていくということで、ご理解していただいたらというふうに思います。

続きまして、市の教育大綱、新しいものをつくっていきますが、資料が置いてありますので、これについて説明をお願いいたします。村上課長補佐。

○**教育総務課課長補佐** 11月の定例会の際にも一応お配りしましたが、それからちょっと修正等が加わっておりますので、再度お渡しするということになります。

主に修正が加わったところが、7ページの小・中学校教育の推進の中の現状と課題の部分が大きく変わっております。

それから、次のページ8ページの施策の展開、この部分についても大きく変わっております。あとは主な事業がずらっと書いておったんですが、その中でも特に主な事業を絞って掲載するというので、この部分が各施策の中で変わっております。

今、後期基本計画の確認作業中で、これからほぼ変更はないと思うんですが、一時的な修正等が加わる可能性もありますので、来月22日の総合教育会議の前までには固まりました資料を再度お渡しをすることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**教育長** 来月教育大綱について、市長が主催の会議で市長とともに協議していきますので、

事前の準備のほうをよろしく願いいたします。

現在、今日お配りしたものが最新のものでございますので、これについて一読しておいていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

その他ございますか。池田課長。

○**学校給食課長** 報告を一つ。12月18日に給食を食べに来ませんかという事業を実は実施しまして、小学生の児童の方で給食を食べていない児童、いわゆる不登校を主になるようですけど、その児童さんに給食を食べに来ませんかという文書をお出ししまして募集しましたところ、4名の児童さんが給食を食べに来ていただいたということで、今後どういうふうにしていくかというのは今回初めてやったことですので、参考にはしていきたいと思っておりますけど、学校、特に各小学校の校長先生には大変お世話になりましたので、子供さんたちも給食を食べておいしいというふうに言って全部食べてくださいましたので、大変よかったのではないかと。

これ事業が事業ですので、事前に報道発表するとかそういったことがちょっとできませんので、今回事後報告、そういうことをやりましたというご報告と、今後どうしていくかというのを考えていきたいなというところでご説明したということでございます。

以上です。

○**教育長** 4名も集まったということで大成功じゃないかなというふうに思います。いいスタートを切れたと思います。

報道発表についても、岩国市では報道発表されているので、やり方についてまた検討して工夫していただけたらというふうに思います。お疲れさまです。どうぞよろしく願いいたします。

そのほかございますかね。田谷課長。

○**学校教育課長** 報告でございます。東洋鋼鉄のほうから毎年300万円ということで、「次世代の豊かな心と夢を育むふれあいプロジェクト」、本年度も大盛況で終了することができました。

実施日は12月9日の火曜日、午前と午後。対象は中学生、今年は中学生でした。清光委員様にも午後鑑賞いただきました。

毎年このプログラムを見ている職員の話によると、今までの中でもトップクラスのステージじゃなかったかなというような盛り上がりでございました。団体はスターライツというゴスペルのグループ、8人のコーラスと1人のピアノということでステージが繰り広げられました。

内容としては、各中学校の校歌を実際にゴスペルのグループが代表の生徒とステージの上で歌うという企画があったりとか、メンバーが客席に入って、パフォーマンスをしたりとか、あとはやっぱりゴスペル発祥の悲しい歴史についても、はっきりメンバーの中から伝えられていました。

生徒の感想、また、まとめたものは東洋鋼鉄様にお送りするんですが、生徒さんの感想は、すばらしかったです、まるで一本の映画を見るような感じだったとか、音楽の力の偉大さを知ったとか、昔の人々の前向きなメッセージが人々の思いによって現代に受け継がれてきた奥深いものだと感じたとか、自分の知らない世界が広がった。

ゴスペルを聞く機会ってなかなか多くの方ないと思いますので、そういったように多くの子供たちが本当に豊かな心を育む上では大変貴重なコンサートであったかなと、私も実際に鑑賞して感じたところです。本当にありがとうございました。

○**教育長** 東洋鋼鉄様には、本当にありがとうございます。大成功ということでよりよかったです。

そのほかございませんか。戸高生涯学習振興課長。

○**生涯学習振興課長** 生涯学習振興課の事業の報告になりますが、11月に現在、天王森古墳で発掘調査をしております、そこから金の耳飾りが出土いたしました。11月下旬に1つ、12月上旬にも1つということで、対と思われる耳飾りが出土しております。ここにケースに入れておりますので、また後ほどお帰りの際に見ていただければと思いますけれども、それも含めまして、12月の13日の土曜日に、本年度の発掘調査の市民向けの説明会を開催しました。

3回説明会をいたしまして、合計200人ほどの市民の方にお越しいただいたところがあります。発掘調査は来年度以降も続けます。毎年度同じ時期にまた説明会をする予定としておりますので、委員の皆様もまたお越しいただければと思います。

以上です。

○**教育長** 耳飾りについては、ぜひ見て帰っていただいたらと思います。

そのほかございますか。ないですね。村上課長補佐。

○**教育総務課課長補佐** 1月の行事予定になります。資料14ページです。

今年度、「令和8年 下松市二十歳のつどい」が11日の日曜日、スターピアくだまつ大ホールで行われますので、ご出席よろしくお願ひします。

それから定例会が22日。同じ日に総合教育会議、14時から入っておりますので、時間を30分繰り上げまして、13時から行いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○**教育長** 1月11日の「二十歳のつどい」については、教育委員さん全員ご出席していただく予定ということで。服装については、普通のスーツでいいですかね。（「構いません」と言う者あり。）はい、分かりました。ご出席のほう、よろしくお願ひいたします。

新年最後の定例会ということで今日は、いつになく、時間も掛かりましたし、内容も盛りだくさんだったというふうに思います。皆様、お疲れさまでした。

教育委員会会議は一応、以上で終わるんですが、原田教育部長さんが、この12月の31日をもちまして、一身上の都合です、ご退職されます。一言、ご挨拶をいただいたらと思います。

○**教育部長** 今日、最後の教育委員会の定例会になりました。これまでいろいろ、お世話になりました。ありがとうございました。先ほど教育長のほうからお話がありましたけれども、本年の12月31日付で、下松市役所を退職することになりました。これまで様々な業務において、皆様方からたくさんのお力をいただき、楽しく、仕事をさせていただきました。

これまでありがとうございました。（拍手）

○**教育長** 長年、下松市にご奉職をいただきまして、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

以上をもちまして、今年最後の教育委員定例会を終了したいと思います。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

今年1年、大変お世話になりました。よいお年をお迎えください。

午後2時25分終了